

市有地条件付一般競争入札実施要領 (令和8年度 第1回)

令和 8 年7月
横手市財務部財産経営課

内容

1. 入札の流れ.....	1
2. 入札説明書.....	3
3. 入札物件.....	5
4. 建物等の解体撤去.....	6
5. 用途制限.....	7
6. 所有権移転等の制限.....	7
7. 入札参加者の資格.....	8
8. 入札参加の申込.....	9
9. 入札参加資格の確認.....	10
10. 現地確認説明会.....	10
11. 図書閲覧.....	11
12. 質問書の受付及び回答.....	11
13. 入札保証金の納付及び還付等.....	11
14. 入札.....	12
15. 入札の無効.....	14
16. 開札.....	15
17. 落札者の決定方法.....	15
18. 開札結果の公表.....	15
19. 契約の締結.....	16
20. 契約保証金.....	16
21. 諸費用.....	16
22. その他.....	16

1. 入札の流れ

現地確認説明会の申込み

- 申込期限: 令和8年7月30日(木)から令和8年8月5日(水) 午後 5 時まで
(※E-mail により申込み)



現地確認説明会

- 実施日: 令和8年8月7日(金)午前 10 時から



質問受付・回答

- 提出期限: 令和8年7月30日(木)から令和8年8月7日(金)午後 5 時まで
(※E-mail により提出)
- 回 答 日: 8 月17日(月) から (横手市ホームページへ掲載)



入札参加の申込み

- 申込期間: 令和8年 8 月 17 日(月)から令和8年9月7日(月)
(※土、日、祝日を除く)
- 受付時間: 午前8時半から午後 5 時まで(正午から午後1時までを除く)
- 申込場所: 横手市役所本庁舎2階 財産経営課
(※直接窓口へお越しください。)



入札参加資格の確認

- 入札参加資格を有すると確認された者へ、入札参加資格確認通知書及び入札保証金納付書を送付します。



入札保証金の納付

- 納付金額: 2,195,000 円
- 納付場所: 横手市指定金融機関等の窓口



入札(郵便入札)

- 入札期間: 令和8年9月 7 日(月)から令和 8 年9月17 日(木)【必着】
- 送 付 先: 〒013-8601 秋田県横手市中央町 8 番 2 号
横手市財務部財産経営課宛て
※上記の期間中に、入札書等の必要書類を郵送(一般書留又は簡易書留)ください。
(窓口への持参は不可)



開札
●開札日時:令和8年9月18日(金)午後2時から ●開札場所:横手市役所本庁舎5階第六委員会室 ※立会いを希望する場合には入札参加資格確認通知書(原本)が必要です。 (1者につき1名のみ立会い可)



落札決定
●開札結果はホームページで公開します。 ※開札結果内容についてのお問い合わせには対応できませんので予めご承知ください。



開札後の流れ	
落札額がプラス(1円以上)	落札額がマイナス(0円以下)
●建物解体条件付き土地売買契約 (契約保証金額:4,390,000 円の納付) ※納期限:契約締結まで	●建物解体条件付き土地譲渡仮契約 (契約保証金額:4,390,000 円の納付) ※納期限:本契約締結まで
●落札者が売買代金を納付 ※納期限:契約締結後30日以内	●市議会の議決
●物件の引渡し	●本契約(仮契約から移行)
●土地所有権移転登記	●落札者が解体工事
●落札者が解体工事 ●契約保証金の返還 ※解体工事完了確認後、落札額以上の差額があった場合	※解体工事完了確認後 ●土地所有権移転登記 ●市が負担金支払 ●契約保証金の返還

2. 入札説明書

(1) 入札内容

- ・本入札は、「予定価格をマイナスに設定した建物解体条件付き入札」です。
- ・本入札は、予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。
- ・本入札は、落札額が1円以上(以下「プラス」という。)の場合と0円以下(以下「マイナス」という。)の場合に応じて(2)に記載のとおり契約内容等が異なります。
- ・当該地は土地賃貸借契約締結中であり、引き渡し時期に時間を要す場合は3者(市、借主、落札者)により協議のうえで決定することとします。
- ・本入札に参加する者は上記のことをあらかじめ承諾のうえ、本入札に係る全てに異議申し立てをしない者としてします。

(2) 落札額がプラスの場合とマイナスの場合の契約内容

【落札金額が**プラス**の場合】

- ・「建物解体条件付き土地売買契約」となり、令和8年10月6日(火)までに契約保証金を納付のうえ契約を締結し、その後30日以内に落札額を土地の売買代金として、落札者が市に支払います。
- ・入札保証金は契約保証金の一部として充当し、契約保証金は売買代金の一部として充当します。
- ・契約締結日から30日以内に売買代金を完納しない場合は、契約を解除し、契約保証金は当市に帰属します。

【落札金額が**マイナス**の場合】

- ・「建物解体条件付き土地譲渡契約」となり、譲渡にあたっては無償となることから、地方自治法第96条第1項第6号に基づく市議会の議決が必要であるため、令和8年10月6日(水)までに土地譲渡仮契約を取り交わし、議会の議決を得たときに土地譲渡契約(本契約)に移行します。ただし、議会の議決を得られないとき、契約は無効となります。
- ・契約保証金は土地譲渡契約(本契約)までに落札者が市に納付します。
- ・入札保証金は契約保証金の一部として充当します。
- ・市は落札額に－1を乗じプラスに変換した額を負担金として、建物の解体撤去の完了を確認した後に落札者に支払います。解体及び完了確認が済み次第、請求書を提出してください。また、契約保証金についても、請求いただき返還します(いずれも請求から30日以内にお支払いいたします)。

○落札金額がプラスの場合とマイナスの場合の契約内容等の整理

落札金額	プラス(1円以上)	マイナス(0円以下)
契約内容	建物解体条件付き土地 売買 契約	建物解体条件付き土地 譲渡 契約
契約時期等	落札決定後に契約締結 ※落札決定後10日以内 (土日祝を除く)	落札決定後に仮契約し、 市議会の議決を経て本契約を締結 ※議会で議決されなかった場合は、 契約無効
入札保証金	あり(契約保証金の一部に充当)	あり(契約保証金の一部に充当)
契約保証金	あり(契約締結までに納付、売買代金の一部に充当) ※解体工事完了確認後、落札額以上の差額があった場合に返還	あり(本契約締結までに納付、建物解体後に返還)
売買代金	あり(契約締結後 30 日以内に納付)	なし
負担金の支払	なし	あり(建物解体後に支払い) ※落札金額が0円の場合はなし
土地所有権の移転時期	売買代金完納の時	負担金支払いの時(建物解体後)
建物解体工事着手可能時期	土地所有権が移転された日以降	本契約締結(議決日)以降
建物解体期限	土地所有権移転登記日から令和9年11月30日まで	本契約締結(議決日)から令和9年11月30日まで
違約金規定	あり(8,780,000 円)	あり(8,780,000 円)
買戻特約	あり	なし
土地引き渡し時期	土地所有権移転の時	土地所有権移転の時

3. 入札物件

(1)物件番号

【R8-1】

(2)物件情報

(土地2筆)

所在地番	地目	登記地積	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金	契約保証金
上境字谷地中 11-3	雑種地	10,968 m ²	マイナス － 7,121,000 円	2,195,000 円	4,390,000 円
上境字谷地中 21-4	宅地	2,233.18 m ²			
	計	13, 201.18 m ²			

(解体撤去が条件となる建物2棟)

名称	棟	構造	延べ床面積	建築年
境町中間書庫	旧渡り廊下	鉄筋コンクリート造 雑屋建	86.00 m ²	昭和 54 年
	旧体育館	鉄骨造事務所建	512.00 m ²	昭和 54 年
消防ポンプ 小屋	消防団倉庫	木造倉庫建 (ホース乾燥柱含む)	23.13 m ²	昭和 58 年
		計	621.13 m ²	

※全て未登記建物であり、上記建物情報は市の管理台帳から記載したものです。

※物件の詳細は、物件調書を参照願います。

※予定価格は、土地の評価額から、建物解体撤去費等を控除した額を設定しています。

※都合により入札を中止する場合があります。

(3)敷地境界

周辺との境界確認は、本市において実施済みです。

(4)土壌汚染

土地履歴調査及び土壌汚染調査は実施していないことから、落札者により調査が必要と判断された場合は、落札者の費用負担により調査、対応を行ってください。

(5)地下埋設物

当該地は RC 杭や既存水道管が残置されていることを確認しておりますが、撤去が必要な

場合は、落札者の費用負担により、調査、対応を行ってください。

また、現時点で確認できていないものが発見された場合においても、すべて落札者の負担により適正に処理・対応を行ってください。

(6) アスベスト調査

当該施設のアスベスト事前調査は実施しておりませんが、解体撤去費にはアスベスト事前調査費及びアスベスト除去費(レベル3)を見込んだ内容となっています。

また、落札者が調査した結果、レベル2以上が検出された場合であっても、除去に係る費用は落札者の負担となります。

(7) 周辺地域住民等への説明と周知

当該地の使用目的や計画等を契約締結後、速やかに周辺地域住民等へ説明する機会を設け、周辺地域との調和を図ることとし、実施はすべて落札者または使用者が行ってください。

4. 建物等の解体撤去

(1) 「3. 入札物件(2)物件情報」で記した解体撤去が条件となる建物及び工作物等(以下「建物等」という。)を本契約の日から令和9年11月30日までの間に落札者の責任において、解体撤去を行うものとします。これに要する一切の費用は落札者の負担とします。

(2) 建物等の範囲は、地表以上に存在する建物等及びその他埋設物とします。

【建物等の解体撤去の条件】

- ・建物等を解体撤去(アスベスト除去含む)すること。
- ・解体撤去後の仕上げについては整地まで行うものとし、アスファルト舗装等は撤去すること。
- ・敷地内及び建物内に残存する備品等の撤去費用は落札者の負担とし、横断歩道標識や交通安全看板、卒業記念碑の撤去は関係者と協議の上撤去することとしますが、防火水槽と電柱については残置するものとし、撤去対象外とします。

(3) 土地売買契約の場合は土地所有権移転登記の日から、土地譲渡仮契約の場合は本契約の締結日(議決日)から、それぞれ解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとします。

(4) 落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に横手市に報告を行ってください。また、解体撤去が完了したときは横手市に完了報告書(様式任意)を提出し、両者が現場立会の上、解体撤去の完了確認を行います。

(5) 建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等の生活環境に著しく影響・迷惑とならないよう防音シートの設置等による振動・騒音対策、散水による粉塵対策、アスベスト除去に伴う防塵・排水処理等の関係法令を遵守うえ特段の対策で行うものとします。

(6) 解体撤去にあたっては、児童等の通学路や車両の妨げにならないように対策し、安全確保を行うものとします。

- (7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとします。
- (8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとします。
- (9) 解体の方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行うものとします。

5. 用途制限

- (1) 落札者は、物件を利用するに当たって、土地売買契約締結の日又は土地譲渡契約締結の日から10年間は、次の用途に供してはなりません。
 - ア. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)の用途
 - ウ. 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
 - エ. その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- (2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、(1)の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。
- (3) 落札者は、(2)の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、(1)の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければなりません。
- (4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用貸借権による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して(1)の義務を履行させなければなりません。

6. 所有権移転等の制限

落札者は、建物等の解体撤去が確認されるまでは、物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権

利を設定することができません。

7. 入札参加者の資格

入札には、個人・法人を問わず参加できます。

ただし、次のいずれかに該当する者は、当該入札に参加することができません。

- (1) 未成年
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 税の滞納がある者
- (5) 横手市建設工事等入札参加者指名停止基準に基づく指名停止または指名差し控えの措置を受けている者
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産の事務に従事する職員
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると認められる者
- (8) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
- (9) 横手市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条に規定する暴力団及びその暴力団員に該当すると認められる者
- (10) 日本語を理解できず、日常会話に支障がある者
- (11) 本公売にあたり、市有地条件付一般競争入札実施要領の定めに異議がある者
- (12) その他、横手市が契約の相手方として不適当と判断した者

8. 入札参加の申込

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。本要領を熟知のうえ、以下の書類に必要事項を記載し、添付書類を添えて、横手市財務部財産経営課に直接持参してください。

(1) 提出書類

法人	個人
①市有地条件付一般競争入札参加申込書 兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式1)※実印押印	①市有地条件付一般競争入札参加申込書 兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式1)※実印押印
②誓約書(様式2)	②誓約書(様式2)
③土地利用計画書(様式3)	③土地利用計画書(様式3)
④履歴事項全部証明書【法務局で発行】 ※申請日前の3ヶ月以内のもの	④市区町村(本籍地)が発行する身分証明書 ※申請日前の3ヶ月以内のもの
⑤納税証明書【税務署などで発行】 ※法人税、消費税、都道府県税、市区町村税 ※非課税の場合は、滞納がない旨の証明	⑤住民票【市区町村で発行】 ※個人番号(マイナンバー)の記載のなし
⑥印鑑証明書【法務局で発行】 ※申請日前の3ヶ月以内のもの	⑥納税証明書【市区町村などで発行】 ※非課税の場合は、滞納がない旨の証明
⑦委任状(様式4) ※代理人により入札する場合のみ ※代理人の印は認印可	⑦印鑑登録証明書【市区町村で発行】 ※申請日前の3ヶ月以内のもの
⑧入札代表者届出書(様式5) ※共有で入札参加の申込みをする場合のみ	⑧委任状(様式4) ※代理人により入札する場合のみ ※代理人の印は認印可
	⑨入札代表者届出書(様式5) ※共有で入札参加の申込みをする場合のみ

※指定様式は横手市ホームページからダウンロードできます。

(2) 受付期間及び時間

期 間: 令和8年8月17日(月)から令和8年9月 7 日(月)まで(土、日、祝日を除く)

時 間: 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時まで除く。)

(3) 申込場所

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番 2 号 横手市役所本庁舎2階 財産経営課

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア. 共有で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要となります。

イ. 契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。

ウ. 資金提供を受けて売買契約する場合は、贈与税が発生する可能性がありますので留意してください。

エ. 契約者(落札者)の情報について公開請求があった場合には、横手市情報公開条例(平成17年横手市条例第 23号)に基づき公開されます。

オ. 提出書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

9. 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認は、申込書の提出日をもって行います。

(2) 入札参加資格を有すると確認された者には、市有地条件付一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、市有地条件付一般競争入札参加資格確認通知書は開札立会の際に必要となりますので大切に保管ください。

(3) 入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、「7. 入札参加者の資格」のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができません。

10. 現地確認説明会

次のとおり現地確認説明会を行います。

物件調書等の入札物件資料は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、詳細については現地確認の際に調査・確認を行ってください。

また、申込み者がいない場合は、説明会を実施しません。

なお、現地確認をされなくとも本入札に参加できますが、この入札に関する全ての事項を承諾されているものとみなします。

(1) 申込期間

令和8年7月 30日(木)から令和8年 8 月5日(水) 午後 5 時まで

(2) 開催日時

令和8年 8 月7日(金) 午前 10 時から (現地集合)

(3) 申込方法

別紙「現地確認説明会申込書(様式6)」必要事項を記入のうえ、横手市財務部財産経営課へ E-mail により申込みください。

【E-mail】kanzai@city.yokote.lg.jp

11. 図書閲覧

図書閲覧は下記の期間内に事前に申込みいただき、日程調整のうえ、職員立会のもとで行います。閲覧の際はコピーやカメラ等による撮影は不可となります。

【図書名】横手市立境町小学校建築事業 竣工図

※消防ポンプ小屋の建設当時の完成図書はありません。

(1) 閲覧期間

令和8年7月 30日(木)から令和8年 8 月 7 日(金) 午後 5 時まで

(2) 申込方法

横手市財務部財産経営課へ E-mail もしくは電話で申込みください。

【E-mail】kanzai@city.yokote.lg.jp

【電 話】0182-35-2168

12. 質問書の受付及び回答

質問は別紙「質問書(様式 7)」に内容を記入のうえ、横手市財務部財産経営課へ E-mail により提出してください。

【E-mail】kanzai@city.yokote.lg.jp

(1) 受付期間

令和8年7月 30日(木)から 8 月7日(金) 午後 5 時まで

(2) 回答日

令和8年 8 月17日(月) から 横手市ホームページに掲載します。

※なお、質問及び回答の内容は、本要領に関するものとします。

(それ以外の質問や単なる意見表明と解されるものには回答いたしません。)

13. 入札保証金の納付及び還付等

(1) 入札保証金の納付

ア. 入札に当たっては、事前に入札保証金の納付が必要です。金額は「3. 入札物件」に記載のとおりです。

イ. 入札参加資格を有すると確認された者には、横手市から納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載されている横手市指定金融機関等の窓口で納付してください。

ウ. 入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書の写しは郵便入札の際に必要となりますので、大切に保管してください。

(2)入札保証金の返還等

ア. 入札保証金は落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還します。返還には入札終了後4週間程度要しますので、あらかじめご了承ください。

イ. 返還する入札保証金には利息は付しません。

ウ. 落札者の入札保証金は、横手市契約規則(平成17年10月1日規則第58号)第25条の規定により、契約保証金に充当します。

14.入札

本入札は郵便型入札であり、入札は郵便のみ受付けます。

(1)入札期間

令和8年9月7日(月)から令和8年9月17日(木)【必着】

※上記の期間中に、入札書等の必要書類を必ず一般書留又は簡易書留により郵送してください。

※上記以外の方法(普通郵便、メール便、窓口への持参等)により提出された入札は無効となります。

※入札期間内に入札書等の必要書類が到着しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。(9月17日消印でも無効)

※郵送に要する経費は、入札参加者の負担とします。

(2)提出書類

ア. 入札書(様式8)

(封筒に入れ、封かん(糊付け)し、封印(封筒の継目への割り印)したもの)

イ. 入札保証金納入通知書兼領収書(領収印のあるもの)の写し

※上記ア. イを封筒に入れ、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(3)送付先

〒013-8601秋田県横手市中央町8番2号 横手市財務部財産経営課宛て

(4) 入札書の記入方法等

ア. 入札参加申込者本人(代表者)が入札する場合は、所定の入札書に、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入の上、申込者本人の印鑑(実印に限る。)を必ず押印してください。

イ. 「8. 入札参加の申込」時に委任状を提出している場合は代理人による入札となります。
代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者(委任者)の住所、氏名又は名称及び代表者、代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印鑑(代理人の者が委任状に押印した印鑑に限る。)を必ず押印してください。

ウ. 入札書への金額の記入は、算用数字(0、1、2、3……)の字体を使用し、金額の前に必ず「¥」を付けてください。

なお、マイナスの場合は、入札価格の前に「-」を記入してください。

例) 100万円の場合→ ¥1,000,000

マイナス100万円の場合→ ¥-1,000,000

エ. 入札書のアmount訂正はできません。

オ. アmount以外の訂正、挿入、削除した箇所には入札者の印(代理人の場合は代理人の印)を押してください。

(5) 入札書の封入方法等

ア. 入札用封筒には、入札書のみを入れて封かん(糊付け)し、封印(封筒の継目への割印)をしてください。

イ. 入札用封筒には「物件番号」及び「入札者の住所・氏名」を記入してください。

ウ. 封印は封筒の継目に押印し、本人の場合は実印、代理人の場合は代理人の印鑑としてください。

エ. 郵送する封筒には、入札書を入れた封筒及び入札保証金納入通知書兼領収書(領収印のあるもの)の写しを入れて、必ず一般書留又は簡易書留で郵送してください。

(6) 入札に当たっての留意事項

ア. 入札の実施にあたっては、1者以上の参加をもって執行します。

イ. 入札回数は、1回とします。

ウ. 入札を辞退する場合は、入札期間内(令和8年9月17日(木)【必着】)までに入札辞退届(様式9)を提出してください。

エ. 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

オ. 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延長し、又は中止することがあります。

15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 金額の訂正した入札書による入札
- (3) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (7) 入札保証金を納付しない者又は、その金額が不足した者のした入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した入札又は2人以上の者の代理をした入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 入札について不正行為があった入札
- (13) 入札価格が予定価格に達していない入札
- (14) 市有地条件付一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (15) 代理人による入札において、委任状に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (16) 封かんがされていない封筒による入札

- (17)入札期間内に入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- (18)郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれかの方法でない入札
- (19)入札書用封筒に物件番号又は入札者の記載がない入札
- (20)入札書用封筒に記載された物件番号又は入札者が誤っている入札
- (21)前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

16.開札

(1)開札日時

令和8年9月18日(金)午後2時から

(2)開札場所

横手市役所本庁舎5階第六委員会室

※入札者等の関係者は1者につき1名開札に立ち会うことができます。

この場合、入場には入札参加資格通知書(原本)が必要です。

※立会の受付は開札日の午後1時30分から午後1時50分までです。

※入札者等関係者の立会のない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会います。

17.落札者の決定方法

- (1)開札の結果、予定価格以上の入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2)落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該関係者が開札場所にいる場合は、くじを引くことができるものとします。
- (3)(2)において、当該関係者が開札場所にいない場合、また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当市職員にくじを引かせます。この場合、結果に異議を申し立てることはできません。

18.開札結果の公表

開札結果については、落札者名及び落札金額を横手市ホームページにおいて公表します。

また、落札者名については、落札者が個人の場合は氏名を公表せず、「個人」である旨を、落札者が法人の場合は法人名を公表します。開札に立ち会わなかった者が落札者となったときは、開札終了後、落札者に電話にて通知します。

19.契約の締結

- (1)落札者に対して、開札が終了した後に契約手続きについての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず契約手続きについての説明を受けてください。
- (2)契約の締結は、令和8年10月6日(火)までに行います。ただし、議会の議決に付すべき契約にあっては、令和8年10月6日(火)までに土地譲渡仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約に移行します。
- (3)落札者は令和8年10月6日(火)までに契約の締結をしない場合(議会の議決に付すべき契約にあっては、令和8年10月6日(火)までに仮契約を締結しない場合)には、当該落札は無効となり入札保証金は当市に帰属します。

20.契約保証金

- (1)落札者は、本契約の締結をするまでに、「3. 入札物件」に記載する契約保証金の額から入札保証金を控除した額を、横手市が発行する納入通知書により納付してください。なお、納付の詳細については、入札保証金の納付と同様です。
- (2)売買契約の場合は、売買代金に充当します。なお、譲渡契約の場合は、建物解体撤去の完了を確認した後、契約保証金を返還します。

21.諸費用

契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とします。

22.その他

- (1)本要領に定めるもののほか、入札・契約手続きについては、横手市契約規則の定めるところによります。
- (2)物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3)物件土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落

札者において行っていただきます。

- (4)当該地は事前に土地家屋調査士による隣接土地所有者および管理者等との境界立会い・用地測量を実施しておりますが、越境物等に関する隣接土地所有者等との協議が発生した場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (5)物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、当市は一切の責任を負えません。
- (6)本物件の解体設計は、建物建設時の完成図書類が無いこと等からその数量及び内容は現地調査による推定設計であり、解体の際に解体設計内容に不適合があっても当市は一切の責任を負いません。
- (7)本要領に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによります。

担当部署及び問合せ先

〒013-8601 秋田県横手市中央町 8 番 2 号

横手市財務部財産経営課(財産活用係)

電話番号 0182-35-2168

FAX 番号 0182-32-4655

メールアドレス kanzai@city.yokote.lg.jp